

平成30年度福島県産農産物等流通実態調査の調査内容と調査結果①

調査内容

福島復興再生特別措置法に基づき、福島県産農産物等の販売不振の実態を明らかにするため、次の調査を実施。

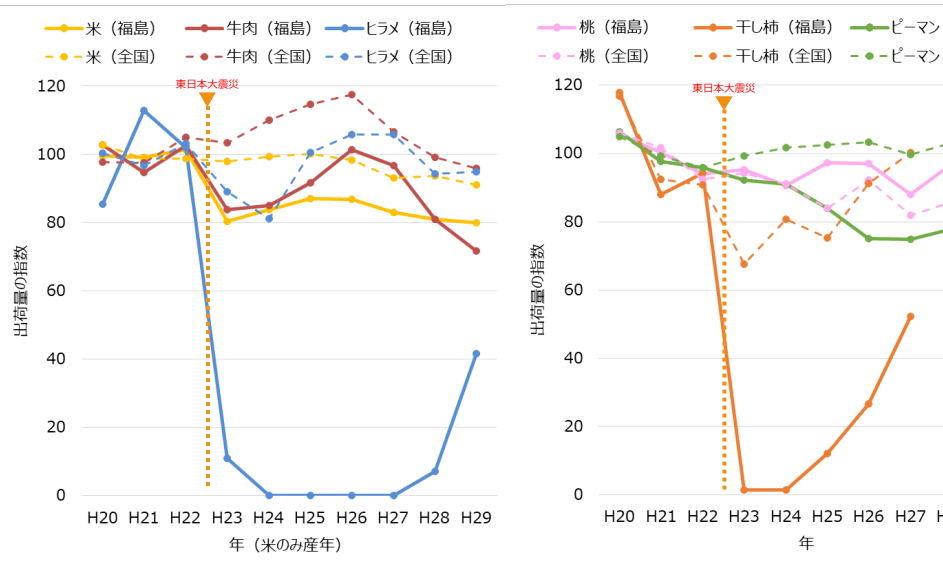
- 米、牛肉、桃、あんぽ柿、ピーマン、ヒラメの重点6品目について、流通段階ごとの価格形成の追跡調査
- 重点6品目を含む26品目について、出荷量、取引価格等の概要調査

注) 重点6品目のほか、きゅうり、トマト、アスパラガス、さやいんげん、ねぎ、ブロッコリー、グリーンピース、スナップエンドウ、しいたけ、なめこ、梨、りんご、ぶどう、豚肉、鶏肉、牛乳、カツオ、マアナゴ、コウナゴ、マガレイ

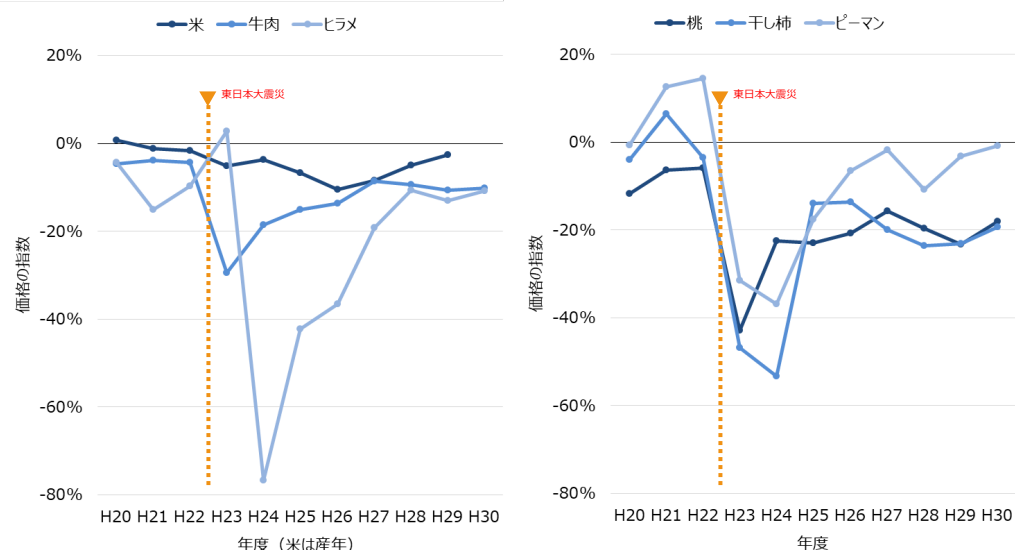
調査結果①

- 福島県産品の生産・販売は依然回復していない。
- 福島県産品と他県産品の流通段階ごとの価格形成に明確な違いはなく、“買ったたき”は確認されなかった。

福島県産品の出荷量の推移
(H20～22の平均を100とした値)



福島県産品と全国平均の
価格差の推移



出所：農林水産省「作物統計」「果樹生産出荷統計」「特産果樹生産動態等調査」「野菜生産出荷統計」「漁業・養殖業生産統計」、東京都中央卸売市場「市場取引情報」

出所：米は農林水産省「米の相対取引価格」に基づく県推定値、それ以外は東京都中央卸売市場「市場取引情報」

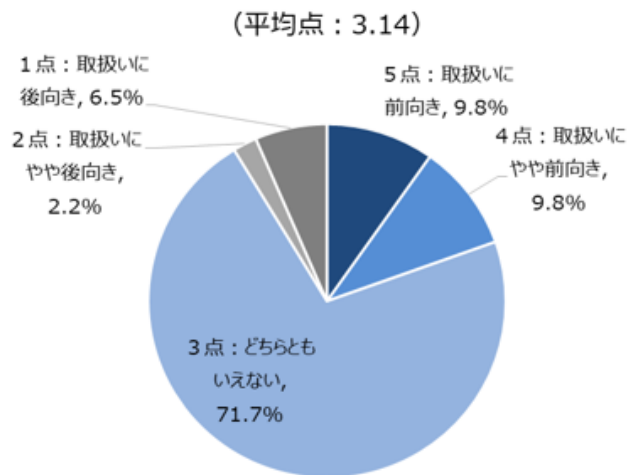
平成30年度福島県産農産物等流通実態調査の調査結果②

ポイント

仲卸業者等の「納入業者」は小売業者、外食業者等の「納入先」の意向を実態よりもネガティブに評価

- 外食業者に対して福島県産の青果の取扱姿勢について5段階で自己評価を尋ねたところ、「前向き：5点」が1割、「やや前向き：4点」が1割、「どちらともいえない：3点」が7割等、平均点は3.14であった。
- 他方、加工業者等から見た外食業者の取組姿勢を5段階で尋ねたところ、加工業者・仲卸業者・卸売業者ともに外食業者の自己評価よりも低く認識していた。
- こうした結果は他品目・他業種でも同様であり、納入業者は納入先の意向を、小売業者・外食業者は消費者の意向を、それぞれ実態よりネガティブに認識していた。

外食業者の福島県産品の取扱への姿勢



他に「この業種に取引先がない」「分からない」という選択肢を設けていたが、集計からは除外している。

		評価される側					
		卸売	仲卸	加工	小売	外食	消費者
評価する側	卸売	4.0 (104)	3.2 (77)	2.8 (78)	2.8 (91)	2.8 (79)	
	仲卸	3.0 (133)	3.5 (203)	2.5 (82)	2.5 (146)	2.5 (98)	
	加工	3.0 (68)	3.0 (50)	3.1 (176)	2.9 (60)	2.8 (47)	
	小売	3.2 (162)	3.2 (116)	2.9 (132)	3.1 (209)		2.6 (166)
	外食	3.0 (174)	2.9 (115)	2.9 (156)		3.1 (352)	2.6 (183)
	消費者						3.2 (-)

※「5前向き」「4やや前向き」「3どちらともいえない」「2やや後向き」「1後向き」の5段階評価の平均値。

※カッコ内の数値は、評価する側とされる側の組み合わせごとの回答数。

※消費者の自身の姿勢については、全国の消費者への調査での9,496人の回答。

平成30年度福島県産農産物等流通実態調査の結果に基づく指導、助言等

平成30年度福島県産農産物等流通実態調査の結果に基づき、平成31年4月26日に農林水産省・復興庁・経済産業省の連名で、卸売業者・仲卸業者・小売業者等への指導、助言等に関する通知を发出。

卸売業者・仲卸業者・小売業者等への指導

- ・福島県産農産物等の取扱姿勢について流通段階ごとの認識の齟齬を解消し、福島県産農産物等の評価に見合った販売を行うこと。
- ・福島県産農産物等であることのみをもって取り扱わなかったり、買ったいたりすることのないようにすること。
- ・福島県産農産物等と他県産農産物等とを対等に比較して取扱商品を選択するようにすること。 等

生産者への助言 (今後の取組の参考)

- ・GAPによる生産工程管理等を着実に実施し、福島県産農産物等のイメージアップを図ることが有効。
- ・小売業者等の仕入れでは「供給量の安定」等が着目ポイントであるため、定時・定量出荷、契約遵守等による安定供給を図ることが有効。
- ・産地間競争の激化を踏まえ、他県産農産物等をしのぐような積極的なマーケティングを展開していくことが重要。

その他の措置

- ・指導・助言等の考え方等を説明する説明会を実施。
- ・令和元年5月16日に中央説明会を開催。
- ・個別団体ごとに説明、意見交換を実施。



中央説明会

積極的なマーケティングの展開①

- ◆ 量販店等における販売促進として、福島県知事・副知事がトップセールスを実施。
- ◆ オンラインストア「ふくしまプライド便」は、平成30年度売上額21億円を達成。
- ◆ 米・桃を中心とした福島県産農産物について、タイ、マレーシアなど東南アジア向け輸出が増加し、平成29年の輸出量は、震災前を上回り過去最高を達成。

平成30年度販売促進対策の実績

<流通段階>

- **国内量販店等**における販売促進
 - ・販売コーナーの設置 (85店舗)
 - ・販売フェアの開催 (650店舗)
 - ・福島県知事・副知事によるトップセールス (43回)
- **オンラインストア**への福島県産品の出店促進
(平成30年度売上額21億円・前年度比1.4倍)
- **香港**におけるトップセミナーの実施 (平成31年1月)

<消費者段階>

- テレビCMやウェブを通じた情報発信、県内市町村や民間団体が行うPR事業等



福島県産米の販売コーナー



「福島鮮魚便」コーナー

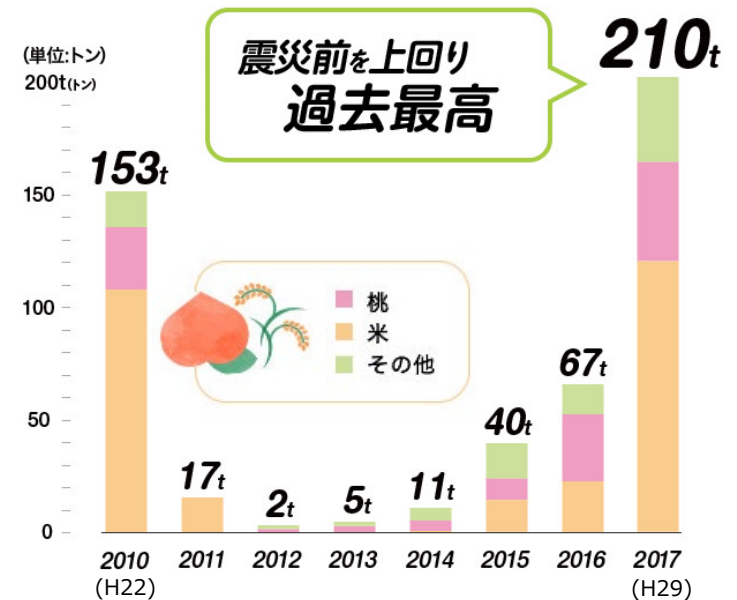


桃の販売フェア



香港トップセミナー

福島県産農産物輸出量 (桃、米等)



積極的なマーケティングの展開②

- ◆ 業者向けでは首都圏バイヤー等への商談を強化するとともに、贈答品では高級感のあるパッケージへの改善を実施。
- ◆ オンラインストアでは、販売定着化の取組を展開。
- ◆ 輸出では、香港等有望国への情報発信を強化。
- ◆ 本格操業が期待される水産物では、「常磐もの」のブランド力を活かして販路を拡大。
- ◆ 消費者向けでは、子育て情報誌・料理雑誌等を通じ、特に主婦やファミリー層に対して、購買意欲を高めるよう働きかけ。

令和元年度に強化する販売促進対策

<流通段階>

- **米、牛肉、贈答用桃等の重点品目**をターゲットとした**首都圏バイヤー等向けの商談強化**
- **桃・あんぽ柿等の贈答品向け**の高級感のあるパッケージへの改善
- **オンラインストアでの販売定着**のためのトッランナーの育成と出店者ネットワークの構築
- **香港等の有望輸出国**での情報発信・展示会出展
- 寒流と暖流が交錯する**常磐沖で漁獲される「常磐もの」**の本格操業を視野に入れた販売促進
 - ・首都圏量販店での「福島鮮魚便」コーナーの常設化
 - ・外食店での県産魚フェアの開催



首都圏バイヤー向け商談会



パッケージデザインの改善



「福島鮮魚便」コーナー

<消費者段階>

- 全国の消費者向けテレビCM放映の時期（7月中旬、秋）と連動させ、20～40代主婦やファミリー層をターゲットに、子育て情報誌や料理雑誌、SNS等によりPR効果を相乗的に高めた情報発信を実施

原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制撤廃・緩和の概要

原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、撤廃・緩和される動き（規制を設けた54の国・地域のうち、32の国・地域で輸入規制を撤廃、22の国・地域で輸入規制を継続）。

◇諸外国・地域の食品等の輸入規制の状況（2019年7月22日現在）

規制措置の内容／国・地域数		国・地域名
事故後輸入規制を措置 54	規制措置を完全撤廃した国・地域 32	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国
	輸入規制を継続して措置	
	一部の都県等を対象に輸入停止 7	香港、中国、台湾、韓国、シンガポール、マカオ、米国
	一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求 14	インドネシア、ブルネイ、仏領ポリネシア、アラブ首長国連邦(UAE)、エジプト、レバノン、モロッコ、EU※、EFTA(アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン)、ロシア フィリピン ※EU加盟国(28カ国)を1地域とカウント。
	自国での検査強化 1	イスラエル
22		

注1) 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。注2) タイ政府は、検査上輸出不可能な一部の野生動物肉を除き撤廃。

◇最近の規制措置完全撤廃の例

撤廃された年月	国・地域名
2016年2月	インド
5月	クウェート
8月	ネパール
12月	イラン
〃	モーリシャス
2017年4月	カタール
〃	ウクライナ
10月	パキスタン
11月	サウジアラビア
12月	アルゼンチン
2018年2月	トルコ
7月	ニューカレドニア
8月	ブラジル
12月	オマーン
2019年3月	バーレーン
6月	コンゴ民主共和国

◇最近の輸入規制緩和の例

緩和年月	国・地域名	緩和の主な内容
2018年1月	トルコ	輸入時全ロット検査の対象品目が縮小（切り花、盆栽等を検査対象から除外）
3、6、11月	米国	輸入停止（栃木県産のクリ、福島県産キツネメバル、シロメバル及びスズキ、宮城県産クサソテツ）→解除
3月	ロシア	輸入停止(7県産の水産物)→岩手等6県産の水産物については停止措置を解除、福島県産の水産物については放射性物質検査証明書(セシウム、ストロンチウム)の添付を条件に停止措置を解除
5月	UAE	検査証明書の対象地域の縮小（5県の全ての食品・飼料→福島県）、産地証明書の添付が不要に
7月	シンガポール	全食品及び農産品について、輸入停止の対象地域の縮小（福島県10市町村→7市町村）
〃	香港	輸入停止（茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県産の野菜、果物、牛乳、乳飲料及び粉乳）→検査証明書及び輸出事業者証明書の添付で輸入可能に
11月	中国	輸入停止（新潟県産米）→産地証明書の添付で輸入可能に
〃	ロシア	福島県産の水産物について放射性物質検査証明書の添付が不要に
2019年3月	シンガポール	放射性物質検査証明を廃止、産地の証明は条件を満たしたインボイスで代替可に
4月	米国	輸入停止（岩手県及び栃木県産牛の肉、福島県産ウミタナゴ、クロダイ、ヌマガレイ、宮城県産牛の肉、クロダイ）→解除
5月	フィリピン	輸入停止（福島県産のヤマメ、アユ、ウグイ、イカナゴ）→解除（放射性物質検査報告書の添付）
7月	UAE	検査報告書の対象品目の縮小（福島県産の全ての食品、飼料→水産物、野生鳥獣肉のみに）

※ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン（EFTA加盟国）もEUに準拠した規制緩和を実施。

原発事故に伴い輸入停止措置を講じている国・地域

我が国の輸出先国・地域においては、原発事故に伴い、福島県他の一定地域からの日本産食品等の輸入規制を継続。

国・地域	輸出額 順位	輸入停止措置対象県	輸入停止品目
香港	2,115億円 1位	福島	野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳
中国	1,338億円 2位	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、長野	全ての食品、飼料
		新潟	コメを除く食品、飼料
台湾	903億円 4位	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての食品（酒類を除く）
韓国	635億円 5位	日本国内で出荷制限措置がとられた県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
		青森、岩手、宮城、福島、茨城、 栃木、群馬、千葉	水産物
シンガポール	284億円 8位	福島	林産物、水産物
		福島原発周辺の7市町村	全ての食品
マカオ	37億円 22位	福島	野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品
		宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、新潟、長野	野菜、果物、乳製品

注1：2019年5月27日現在。輸出額・順位は2018年確定値。

注2：米国は日本での出荷制限品目を県単位で輸入停止。

注3：中国は10都県以外の野菜、果実、乳、茶葉等（これらの加工品を含む）について放射性物質検査証明書の添付を求めているが、放射性物質の検査項目が合意されていないため、実質上輸入が認められていない。

農林漁業者への賠償支払い状況

農林水産省では、農林水産関係の被害者の早期救済の観点から、東京電力に対し、中間指針等に基づく賠償金の適切な支払いを求めている。

農林水産関係では令和元年7月31日までに、約9,372億円の請求に対し、約9,055億円を支払い（97%）※。

※令和元年7月31日現在、農林漁業者等の請求・支払い状況について、関係団体等からの聞き取りにより把握できたもの。

中間指針の概要（農林漁業等に関する主な内容）

政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害

○農林水産物・食品の出荷・作付・その他の生産・製造・流通に関する制限及び検査について、①政府による指示等、②地方公共団体が合理的理由に基づき行うもの、③地方公共団体が関与し、生産者団体が合理的理由に基づき行うもの、に伴う農林漁業者その他の指示等対象者の損害(減収・追加的費用等)は対象

いわゆる風評被害

原則として事故と相当因果関係がある損害として、以下の類型を記載。

○農林漁業

【農産物（茶・畜産物を除き、食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、岩手、宮城

【茶】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡、宮城、東京

【林産物（食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡、広島（広島はしいたけのみ）

【畜産物（食用に限る）】福島、茨城、栃木、岩手、宮城、群馬（岩手、宮城、群馬は牛乳・乳製品のみ）

【牛肉（セシウム汚染牛肉関係）】北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根（他の都道府県で同様の状況が確認された場合は同様に扱われる）

【水産物（食用・餌料用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、北海道、青森、岩手、宮城

【花】福島、茨城、栃木 【家畜の飼料及び薪・木炭】福島、岩手、宮城、栃木

【家畜排せつ物を原料とする堆肥】福島、岩手、宮城、茨城、栃木、千葉

【その他の農林水産物】福島

○農産物加工・食品製造業

○農林水産物・食品の流通業

○輸出